

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年6月21日付6農山村第147号で公文書開示請求者（以下「本件開示請求者」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

本件開示請求者は、令和6年5月27日付けて、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により実施機関に対して、以下について、公文書開示請求を行った。

- ① 特定日時の日程で、長崎県庁会議室で開催された（会議）特定事業に係る4者協議（結果概要を含む）協議資料（以下「本件開示請求1」という。）
- ② 上記協議の全てが判る議事録（以下「本件開示請求2」という。）
- ③ 当日決定した次回、4者協議（特定処分資料提出時期の特定日を目処に行う。）に係る4者協議資料全てと協議の内容が判る議事録（以下「本件開示請求3」という。）

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、本件開示請求1に対し、特定日時の日程で開催された特定事業に係る4者協議資料（結果概要を含む）（以下「本件文書」という。）を特定したところ、本件文書には第三者に関する情報が記録されているとして、令和6年6月7日付けて、条例第15条第1項に基づき、当該情報に係る第三者（以下「本件第三者」という。）に対し、本件文書の名称等を通知して、意見書提出の機会を与えた。

本件第三者は、同月19日付けて、実施機関に対し、開示請求にかかる公文書すべては条例第7条第4号に記載する「犯罪の予防」に該当する可能性があり、また、同条第3号アに記載する「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして、開示決定に反対する旨、開示決定等に係る意見書（以下「意見書」という。）を提出した。

3 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求1に対し、本件文書について条例第7条第1号に該当するとして、令和6年6月21日付けて本件処分を行い、また、本件開示請求2及び3に対し、同日付けて公文書不開示決定（公文書不存在）を行い、本件開示請求者に通知した。開示決定に反対する旨の意見書を提出した本件第三者に対しては、条例第15条第3項に基づき、本件文書に記載された内容は条例第7条第3号ア（事業情報）、第7条第4号（犯罪捜査情報）に該当しないためとして、開示決定した旨を通知した。

4 本件第三者による審査請求及び執行停止申立て

本件第三者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和6年7月4日付けて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、同月18日付けて本件処分の執行の停止を申し立てた。

実施機関は、同月22日付けて、同法第25条第2項の規定により、当該審査請求に対する裁決を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、審査請求人及び本件開示請求者に通知した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が意見書、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報公開請求に係る部分公開予定資料は、県特定所属(当時)、特定市特定所属、特定市特定委員会、特定会社の4者で集まった際の議事録に該当するが、その会議が行われた事実について情報公開請求者が知り得た経緯に疑問があり、特定会社以外の参加者より情報の漏洩があった可能性が否定出来ない。その場合、情報の漏洩自体が不法行為である可能性が否定出来ない。現在、特定市特定所属に事情を確認中のため確認がとれるまで非開示を要求する。
- (2) 弁明書において、処分庁は、「①文書自体に違法性があるわけではなく、具体的な不法行為が想定されるような文書ではない」旨、また「②文書の開示によって、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえず、法的保護に値しない」旨、主張する。

しかしながら、上記①について、審査請求人としては、文書の開示により特定行為などの犯罪を助長する可能性があることを主張しているものであり、文書自体の違法性の有無を問題としているものではない。

また、上記②について、意見書でも記載のとおり本件に係る特定事項については長崎県特定官公署にて相談しているところ、特定事項の状況を取りまとめたものとして、その相談時の資料を参考資料として提出する。かかる特定事項の状況に鑑みれば、行政機関からの情報開示があれば、審査請求人に対して更なる特定行為が行われることは想像に難くない。

したがって、審査請求人としては、改めて今回の公開決定に反対するものである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

意見書について、顧問弁護士相談を踏まえて、以下のとおり不開示事由に当たらないと判断した。ただし、本件文書の一部が条例第7条第1号（個人情報）に該当するため、部分開示決定を行った。

- ① 文書自体に違法性があるわけではなく、具体的な不法行為が想定されるような文書ではないため不開示事由に該当しない。
 - ② 文書の開示によって、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえず、法的保護に値しない。
- したがって、条例第7条第3号アの不開示事由に該当しない。

2 審査請求の趣旨及び理由に対する意見

審査請求の理由では、本件開示請求者が当該4者協議を知り得た経緯に不法行為の可能性があるため開示に反対すると述べている。

本県の公文書開示制度において、不開示情報に該当するもの以外は開示することが原則である。そのため、本件開示請求者が本件文書を知り得た経緯の如何にかかわらず、不開示情報に該当するかで開示等の判断を行うべきである。本件文書は一部条例第7条第1号に該当するが、その他の不開示情報に該当しないため、部分開示決定は妥当である。

3 結論

上記1、2から、部分開示決定とした本件処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに
するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ
とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する
理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ
とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公
開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条第1号並
びに審査請求人が開示に反対する理由とした条例第7条第3号及び同条第4号の
規定等を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の
当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができ
るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な
お個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めてい
る。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定さ
れている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であ
ると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係
る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行
の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報
がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない
。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとしてされてい
る。

(2) 条例第7条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

(3) 条例第7条第4号について

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となるおそれがある情報は、不開示とすることを定めている。

3 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し、条例第7条第1号、第3号及び第4号の該当性について検討した。

(1) 本件文書について

本件文書は、長崎県特定所属、特定市特定所属、特定市特定委員会、特定事業の事業者の4者が、特定日に行った特定計画変更及び特定処分の手続に係る事務打ち合わせの内容とその添付書類であり、会議の日時、場所、出席者、結果概要が記載されたものと説明資料であった。なお、実施機関によると、当該計画の変更及び特定処分の許可はすでに完了しているとのことであった。

(2) 条例第7条第1号該当性について

本件文書を見分したところ、実施機関が不開示とした部分は、会議に参加した事業者の出席者名および役職であって、条例第7条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第3号該当性について

審査請求人は、本件文書を開示することで、審査請求人の正当な利益を害するおそれがあると主張しており、当該会議の開催は参加者のみが知り得る情報であったことや、特定官公署に特定事項相談として提出した資料をもって、不利益の蓋然性を主張している。しかしながら、本会議は前記(1)記載のとおり、行政手続に関する事務打ち合わせであり、会議開催を秘密にするだけの公益性があるとまでは認められない。また、対象文書に記載された内容に関する手続

はすでに完了したものであり、公になることが事業者に不利益な行動を誘発する直接的要因とはいえず、蓋然性として客観的に認められるともいえない。

よって、本件文書を公にすることにより、審査請求人の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

(4) 条例第7条第4号該当性について

審査請求人は、文書の開示により条例第7条第4号に規定する犯罪の予防に該当する可能性があるとして主張する。しかしながら、長崎県情報公開条例の解釈及び運用基準において、同条同号に規定する不開示情報の例示として、現に捜査中の事件に関する情報や公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報などが具体的に明示されている。

そうすると、本件文書は、これら警察活動に係る情報とは言えず、条例第7条第4号には当たらない。

(5) 公文書の開示を請求する権利について

公文書の開示請求は、条例第5条により何人にも認められるものであるため、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

(6) 以上のことから、実施機関が条例第7条第1号に該当するとして部分開示決定を行い、同第3号及び第4号に該当しないとしたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和6年8月5日	・実施機関から諮問書を受理
令和6年11月13日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和6年12月13日	・審査会（審査）
令和6年12月23日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
久部 香名子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長